

Q4 同じ農水産業協同組合に複数の貯金口座を持っているけど、どうなるのですか？

A4 農水産業協同組合が破綻した場合に、同一の貯金者が複数の貯金等の口座を有している場合には、それらを合算して、貯金保険で保護される貯金等の総額(付保貯金額といいます。)を算定します。この作業を「名寄せ」といいます。

貯金者の皆様へ

名寄せは貯金保険機構で行いますが、破綻農水産業協同組合から正確な貯金者データが迅速に提出されないと、付保貯金額が確定できず、円滑な貯金等の払戻しに支障が生じることになります。

農水産業協同組合が、日頃から**正確な貯金者データを整備**するには、**貯金者の皆様の氏名、生年月日、住所(法人の場合は名称、設立年月日、所在地)、電話番号**が必要となります。

貯金者の皆様におかれましては、引越や結婚等により、これらの事項に変更が生じた場合には、速やかに取引のある農水産業協同組合での手続きをお願いいたします。

Q5 家族名義や個人事業用の貯金はどうなるのですか？

A5 家族であっても、夫婦や親子は、それぞれ別の法的主体であるため、それぞれ別に名寄せされます。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない貯金は、借名貯金となり保護されませんので、ご注意ください。

また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の貯金等は、個人名義の貯金等と合算されるため、ご注意ください。

Q6 送金や振込み中のお金は、どうなるのですか？

A6 農水産業協同組合が、顧客から振込・口座振替等の依頼に基づき受け入れた預り金等については、当該農水産業協同組合が、破綻した場合であっても、**全額保護**され、取引が確実に履行されることになっています。

Q7 農水産業協同組合の共済商品は貯金保険で保護されるのですか？

A7

貯金保険制度は貯金者の保護を目的とした制度であり、共済商品は貯金保険制度の保護対象になっていません。

詳しくは、以下の窓口等にお問い合わせください。

■農業協同組合取り扱いの共済

全国共済農業協同組合連合会 共済相談室
TEL 0120-536-093

■漁業協同組合取り扱いの共済

全国共済水産業協同組合連合会
TEL 03-3294-9641

Q8 貯金保険制度の対象となっている農水産業協同組合は、どのようになっているのですか？

A8 対象となる農水産業協同組合は以下のとおりです。

- 農業協同組合 ● 漁業協同組合
- 信用農業協同組合連合会
- 信用漁業協同組合連合会
- 水産加工業協同組合
- 水産加工業協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 特定承継会社

※個々の農水産業協同組合等はそれぞれ別法人です。
※特定承継会社は、農業協同組合の信用事業を農林中央金庫に引き継がせることを主目的とする期限付き(平成38年3月31日まで)の農林中央金庫の子会社です。

※銀行(日本国内に本店のあるもの)、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、商工組合中央金庫は、別途「預金保険制度」に加入しています。

詳しくは、**預金保険機構**[TEL 03-3212-6029、URL:<http://www.dic.go.jp>]までお問い合わせください。



Q&A

貯金保険制度

もっと詳しく知りたい方は、貯金保険機構または農水産業協同組合の窓口等にお問い合わせください。

貯金保険機構
(農水産業協同組合貯金保険機構)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1
新東京ビル内 TEL 03-3285-1272
URL: <http://www.sic.or.jp>

農水産業協同組合貯金保険機構

Q1 貯金保険制度って何ですか？

A1

- 貯金保険制度は、万が一、農水産業協同組合が破綻した場合に、貯金者等の貯金等のうち一定のものを保護(Q2をご参照ください。)するために設けられた制度です。
- 対象となる農水産業協同組合(Q8をご参照ください。)は、法律により貯金保険制度への加入が義務付けられています。
- 貯金者等が預け入れた貯金等は、対象となる農水産業協同組合が貯金保険機構(政府・日本銀行・農林中央金庫等の出資により設立された法人)に支払った貯金保険料によって保護されます。

Q2 私の貯金はいくら保護されるのですか？

A2

お持ちの貯金等の種類(決済用貯金もしくは一般貯金等)によって、保護される金額が異なります。また、具体的にどのような貯金が、決済用貯金に該当するか等、個別の商品に関する事項については、取引のある農水産業協同組合にご確認ください。

決済用貯金

利息が付かない等の3要件(注)を全て満たす貯金
★当座貯金 ★利息が付かない普通貯金 等

(注)決済用貯金の3要件

- ① 決済サービスを提供できる
(引き落とし等ができる口座である)
- ② 要求払い(貯金者が払戻しをいつでも請求できる)
- ③ 利息が付かない

(残高にかかわらず) **全額保護**されます。

一般貯金等

- 決済用貯金以外の貯金のうち、
★利息が付く普通貯金 ★定期貯金
★納税準備貯金 ★通知貯金 等
- 定期積金
- 農林債(保護預り専用商品に限る)
- 上記を用いた積立・財形貯蓄商品
- 確定拠出年金の運用に係る貯金 等

貯金者1人につき、1農水産業協同組合ごとに合算されます(Q4をご参照ください。)**元本1,000万円までとその利息が保護**されます。

1,000万円を超える部分についての取扱いについては、**Q3をご参照**ください。

貯金保険で保護されない貯金等

- 外貨貯金 ● 譲渡性貯金 ● 無記名貯金 ● 架空名義の貯金 ● 他人名義の貯金(借名貯金)(Q5をご参照ください。)
- 農林債(募集債等)

これらの貯金等は、貯金保険の対象外となりますので、ご注意ください(これらの貯金等の取扱いについては、Q3をご参照ください。)

Q3 貯金保険で保護されない部分はどうなるのですか？

A3

万が一、農水産業協同組合が破綻した場合には、

- 一般貯金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等
- 貯金保険で保護されない貯金等

については、貯金保険制度による保護は受けられず、裁判所の関与により法的に処理が進められます。

また、破綻した農水産業協同組合の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

貯金保険で保護されない部分については、

- ・借入金等との相殺 ※1
 - ・貯金保険機構による概算払 ※2
- という制度も設けられています。

※1…借入金等との相殺

貯金者等が破綻農水産業協同組合に対して借入れを行っている場合等については、**貯金者等から相殺の意思表示を行うことにより**、貯金等と当該借入金等を相殺できます。ただし、契約内容によっては相殺ができない場合がありますので、取引のある農水産業協同組合にご確認ください。

※2…貯金保険機構による概算払

通常、配当までには、時間がかかることから、**一般貯金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等に加え、外貨貯金の元本とその利息**については、概算払率(倒産手続により弁済可能と見込まれる額等を考慮して決定した率)を掛けた金額で、貯金保険機構が買い取ることで、貯金者等に概算払額を支払うことができます(「概算払」といいます。)

なお、後日、倒産手続により貯金保険機構が回収した額が回収等に要した費用を差し引いても、貯金者等に支払った概算払額を上回る場合には、その金額が貯金者等に追加して支払われます(「精算払」といいます。)